

## 女川地域の緊急時対応（概要版）③準PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別※1	対象者数 (うち支援者数)	避難等の流れ			備考	
準PAZ 半島部	施設敷地緊急事態（原災法 10条）で避難開始	避難行動要支援者（医療機関、社会福祉施設）※2 140人（60人）	警戒事態	対象施設 石巻市 3施設 140人	施設敷地緊急事態 <避難可能な者:74人> 支援者とともにバス4台、福祉車両3台で避難 <避難の実施により健康リスクが高まる者:66人> 自施設内屋内退避	全面緊急事態 避難先医療機関、社会福祉施設（103施設） 放射線防護対策施設（3施設）	●施設の避難計画において、避難先施設を設定。 ●避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、自施設又は近隣の放射線防護対策施設へ移動。
		避難行動要支援者（在宅） 67人（22人）	避難準備を開始	対象者 石巻市 67人	<避難可能な者:65人> 一時集合場所 支援者とともにバス3台、福祉車両2台で避難（45人） 支援者の車両で避難（20人） <避難の実施により健康リスクが高まる者:2人> 福祉車両1台で移動（2人）	避難所受付ステーション 宮城県大崎合同庁舎 避難所（60施設）又は福祉避難所（25施設） 大崎市 放射線防護対策施設（3施設）	●避難行動要支援者は、避難所受付ステーションを経由して、指定された避難所へ避難。 ●避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。
		避難行動要支援者（学校、保育所）※2 145人（52人）	対象施設 石巻市 (6施設 145人)	<保護者へ引き渡しができなかった児童等> バス7台により避難	避難所受付ステーション 宮城県大崎合同庁舎 避難所 大崎市（60施設）	●学校、保育所の児童等は、警戒事態になった場合、授業を中止し、保護者への引き渡す。 ●保護者へ引き渡しができなかった場合は、施設敷地緊急事態で避難を行い、避難先で保護者に引き渡し。	
		その他の要避難者（妊婦、授乳婦、乳幼児等） 33人	避難開始 避難準備を開始	対象者 石巻市 33人	一時集合場所 バス3台で避難	避難所受付ステーション 宮城県大崎合同庁舎 避難所 大崎市（60施設）	●妊婦、授乳婦、乳幼児等の避難に時間を見る者は、施設敷地緊急事態で避難を開始。
	避難開始 （原災法 15条） （全 部）	一般住民 1,816人	一般住民の避難準備を開始	対象者 石巻市 1,816人	※ 保育所の幼児は施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始 一時集合場所 バス25台で避難 587人 自家用車で避難1,229人	避難所受付ステーション 宮城県大崎合同庁舎 避難所 大崎市（60施設）	●住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 ●自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、宮城県及び石巻市が手配した車両で移動。
		準PAZ内 半島部人口 1,916人					
準PAZ 離島部	施設敷地緊急事態（原災法 10条）で避難開始	避難行動要支援者（社会福祉施設）※2 43人（23人）	避難準備を開始	対象施設 石巻市 1施設 43人	<避難可能な者:34人> 支援者とともにバス1台、福祉車両5台で避難 <避難の実施により健康リスクが高まる者:9人>	避難先社会福祉施設（3施設） 放射線防護対策施設（1施設）	●施設の避難計画において、避難先施設を設定。 ●避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。
		避難行動要支援者（在宅） 51人（15人）	避難準備を開始	対象者 51人 女川町 45人 石巻市 6人	<避難可能な者:49人> 支援者とともにバス4台、福祉車両1台で避難（女川町43人、石巻市6人） <避難の実施により健康リスクが高まる者:2人> 福祉車両1台で移動（女川2人、石巻0人）	避難所受付ステーション 女川:栗原市若柳総合体育館 石巻:宮城県大崎合同庁舎 避難所又は（福祉避難所）栗原市3(22) 大崎市60(25) 放射線防護対策施設（女川町1施設、石巻市2施設）	●避難行動要支援者は、避難所受付ステーションを経由して、指定された避難所へ避難。 ●避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。
	避難開始 （原災法 15条） （全 部）	一般住民 409人	一般住民の避難準備を開始	対象者 409人 女川町 3人 石巻市 406人	バス19台で避難 一時集合場所	避難所受付ステーション 女川:栗原市若柳総合体育館 石巻:宮城県大崎合同庁舎 避難所 栗原市（3施設） 大崎市（60施設）	●住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 ●女川港、石巻港到着後、宮城県、女川町及び石巻市が手配する車両で移動。
		準PAZ内 離島部人口 460人					

※1 準PAZ離島部に医療機関、学校、保育所、その他の要避難者（妊婦、授乳婦、乳幼児等）はない。

※2 医療機関、社会福祉施設、学校、保育所の避難行動要支援者は、他の種別と重複している。

区域	種別	対象者数	屋内退避／一時移転（1週間程度内に実施）の流れ					備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態 OIL2となった場合※2			
UPZ (発電所から概ね5~30km圏内、準PAZを除く)	避難行動要支援者（医療機関）	2,169床			<b>屋内退避</b> (19施設: 2,169床)	一時移転対象医療機関	避難先医療機関 (96施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設毎の避難計画は概ね策定済み。</li> <li>一時移転等の防護措置が必要となつた場合、宮城県災害医療本部が医療機関の受け入れ先を選定するとともに、受け入れに関する調整を実施。</li> </ul>
	避難行動要支援者（社会福祉施設）	3,251人			<b>屋内退避</b> (121施設: 3,251人)	一時移転対象福祉施設	避難先福祉施設 (309施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設毎の避難計画を作成することとしており、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保。</li> <li>あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、宮城県が代替の受入施設を調整。</li> </ul>
	避難行動要支援者（在宅）	6,996人			<b>屋内退避</b> (6,996人)	一時移転対象者	避難所受付ステーション 避難先施設 (446施設) 福祉避難所 (615施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時移転が必要となつた避難行動要支援者は、市町が準備した避難先に優先的に移動。</li> <li>避難生活に困難が生じる何らかの特別な配慮が必要な避難行動要支援者は近接の福祉避難所へ輸送。</li> </ul>
	避難行動要支援者（学校・保育所・幼稚園等）	24,537人	対象施設 (182施設)		<b>屋内退避</b> (182施設: 24,537人)	一時移転対象学校等	避難所受付ステーション 避難先施設 (446施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態で児童・生徒の帰宅、もしくは保護者への引き渡しを開始。</li> <li>保護者へ引き渡しができなかつた場合は、全面緊急事態で屋内退避を行い、その後指示に基づき避難先に移動し、保護者への引渡しを実施。</li> </ul>
	一般住民※1	158,504人	保護者引き渡し		<b>屋内退避</b> (195,457人)	一時移転対象者	避難所受付ステーション 避難先施設 (446施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画で定めている避難先へ一時移転を実施。</li> <li>自家用車や宮城県が準備したバス等で移動。</li> </ul>
	UPZ内人口	195,457人						宮城県が宮城県バス協会から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は他県との応援協定や政府支援の下、近隣県等から、輸送手段を調達。

※1 一般住民の対象者数は、UPZ内の人口から避難行動要支援者の数を引いた数字としており、若干の増減がある。

※2 UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。